



Financial Services Tax Group

# News Letter

September 2004

## 金融所得課税の一体化についての基本的考え方

平成 16 年 6 月 15 日に税制調査会金融小委員会により「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(以下、「報告書」といいます)が公表されました。今後は同報告書に示された基本的な考え方にしたがい実務面の検討がなされることとなります。本ニュースレターでは同報告書の内容を概説します。

### 1. 金融所得課税の一体化の背景および意義

我が国では少子高齢化の進展から、近年、貯蓄率は顕著な低下傾向を示しており、今後の人口減少社会においては貯蓄率の反転上昇を期待することは困難です。したがって現存する金融資産を効率的に活用することが経済の活力を維持するために重要になります。こうした状況の下で、今まで「貯蓄」を中心に行ってきた一般の個人にとって、より一層「投資」を行い得る環境を整備する必要が生じています。

このような「貯蓄から投資へ」という政策的要請を背景に、一般の個人の投資対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、金融所得課税を一体化し、金融商品間の課税の中立性を確保し、簡素でわかりやすい税制を構築することおよび株式投資リスクの軽減を図ることを目指しています。報告書では金融所得課税の一体化について 金融所得の間で課税方式の均衡化、および 金融所得間の損益通算の範囲の拡大の 2 つの観点について検討しています。

### 2. 金融所得の間で課税方式の均衡化

報告書においては、金融所得の間での課税方式の均衡化についての具体的な事例として株式の配当、公社債等の譲渡損益、外国預金の為替差益および保険商品を取り上げ、以下のように改正の方向性を示しています。

所得	現行制度 (2004年9月時点の所得税の課税関係)	改正の方向性 (課税方式)
株式の配当	配当所得として総合課税を原則とするが、上場株式に係る配当については税率10% (国税7%、地方税3%)、未公開会社の株式に係る配当は税率20%の源泉分離課税により申告不要となる等の特例がある。ただし大口株主については特例の適用はない。	税率20%による申告分離課税とする方向で検討する。ただし大口株主については総合課税を維持すべき。
公社債等の譲渡損益	譲渡益は非課税、譲渡損はないものとみなされている。	譲渡益は株式と同様に課税するとともに、譲渡損失は税制上の譲渡損失として取扱うべき。
外貨預金 (為替差益)	為替差益は雑所得として総合課税されている。	税率20%による申告分離課税の対象とすることを検討すべき。
保険商品	金融類似商品に該当する場合は20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税とする。その他の保険商品から生じる収益は、一時所得または雑所得として総合課税が行われる。	満期保険金や解約返戻金等の収益が満期時または解約時までの保険料の運用成果と見うる場合には、税率20%による申告分離課税の対象とすることを検討すべき。

### 3. 金融所得の間での損益通算の範囲の拡大

現行制度において、金融所得は様々な異なる所得分類に属し、異なる所得分類間での損益通算は制限されています。金融所得は経済的に見ればいずれも金融商品から生じる利益や損失であることから、金融所得間における損益通算の範囲を拡大し、損失の控除をより広く可能とすることにより、投資リスクの軽減を図ることが期待されています。

ただし、株式譲渡益等の譲渡所得と、利子・配当などの経常所得との損益通算に一定の制限を設けるべきという意見や、分離課税される所得と総合課税される所得との損益通算や、分離課税でも税率の異なる所得の間での損益通算を認めることは適当でないという意見も示されています。

報告書において具体的検討として以下の4つの事例をあげています。

株式譲渡損益と公社債譲渡損益の損益通算を認める。

配当所得と株式譲渡損失については、一定の制限を設けた損益通算を認める。損益通算しきれなかった株式譲渡損失については翌年以降3年間繰越しの対象とする。

利子所得については申告制度および支払調書制度を整備した上で株式譲渡損失との損益通算を認める。

個人が保有する株式について、株式の発行法人が倒産して株式が無価値化した場合の損失は株式譲渡損失と同様の取扱いとする。一方、預金のペイオフ損失は現行通り税制上の損失とは認めない。

#### 4. 納税環境の整備

報告書では、金融所得課税の一体化を実現するためには、制度の適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備が必要であるとしています。具体的には申告制度と源泉徴収制度の関係の整理や、納税者番号制度の選択的導入について言及しています。

本 News Letter でご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用又はより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース 税理士法人 中央青山  
東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号 霞ヶ関ビル15階  
金融部 (TEL 03-5251-2400)

パートナー : 藤本幸彦  
織米太郎  
大石克洋  
松田結花  
飯村鉄雄  
鬼頭朱実  
レイモンド・カーン

シニア・マネージャー : 高木宏  
マネージャー : 高野公人  
鈴木宏子  
阿多宏司  
鈴木俊二  
中村賢次  
川崎陽子

ディレクター : スチュアート・ポーター